

令和8年度平鹿地域振興局自動ドア保守点検業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 平鹿地域振興局自動ドア保守点検業務
- 2 業務場所 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局庁舎
横手市旭川一丁目3番46号 平鹿地域振興局福祉環境部庁舎
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」による。

II 業務範囲

1 対象設備

【庁舎】

①庁舎正面玄関（外部）	寺岡オートドア(株)製	片開き	SOV-60KM	1台
②庁舎正面玄関（内部）	寺岡オートドア(株)製	片開き	SOV-60KM	1台
③庁舎1F執務室（内部）	寺岡オートドア(株)製	両開き	SOV-150KM	1台
				計 3台

【福祉環境部庁舎】

①庁舎正面玄関（外部）	寺岡オートドア(株)製	両開き	SOV-100KDM	1台
②庁舎正面玄関（内部）	寺岡オートドア(株)製	両開き	SOV-100KDM	1台
				計 2台

2 定期保守

庁舎は年3回（6月・10月・2月）、福祉環境部庁舎は年2回（6月・12月）、開庁時間内に有資格者が点検、調整を実施する。

3 臨時保守

故障又は不具合の連絡を受けた場合には、迅速に有資格者が点検、修理を実施する。

4 保守内容

対象設備の各部（駆動装置・扉懸架部・検出装置・電気部）について、次のとおり実施する。

なお、保守に必要な自然損耗部品、消耗材料、油脂等は、受注者の負担とする。

また、自然損耗部品以外の部品交換が必要となった場合には、委託者に報告の上、協議して進めていくものとする。

- ① 異常の有無の点検。
- ② 清掃、注油及び一般調整。
- ③ 自然損耗部品の修復、交換及び調整。
- ④ 障害の修復及び分解整備。

III その他

【消耗品・修理品】

- 1 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- 2 本委託業務以外の修理については、別途協議するものとする。
- 3 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

【事故等の措置】

故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。

【点検技術者】

本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者が行うこと。

【協議】

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。